

「改造自動車届出制度の見直し」 に関するよくある質問

（改造自動車の届出をされる方へ）

令和8年8月31日

（独）自動車技術総合機構

目 次

制度関係

- 問 1. 改造自動車届出制度を見直すことになった背景は如何に。
- 問 2. 改造自動車届出制度の見直しはどのような内容か。
- 問 3. なぜ、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合するのか。

審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）

- 問 4. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「同一の型式内に設定されている装置」とはどういうものか。
- 問 5. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むこととしている「自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）」はどのような自動車を指しているのか。
- 問 6. 改造自動車の通称名が同一であれば、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に該当すると判断してよいか。
- 問 7. 並行輸入自動車であって、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の場合（型式（一〇〇一）の場合）、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「指定自動車等」に含まれるのか。
- 問 8. 同一の型式内に設定されている動力伝達装置の改造（トランスミッションの変更）を行う自動車であって、プロペラシャフトを変更せず、短縮加工した場合は、どのように扱うのか。
- 問 9. 原動機及び動力伝達装置の変更（改造）をした場合、どのように扱うのか。

審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）

- 問 10. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領） 3.2.（5）⑤の「一般に流通している自動車部品」はどのように確認することを想定しているのか。
- 問 11. いわゆる純正部品でも、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。
- 問 12. インターネットで購入できる部品は、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。
- 問 13. 緩衝装置の方式変更が伴う場合でも、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領） 3.2.（5）⑤に該当するか。

審査関係（同一の型式内に設定されている装置及び一般に流通している自動車部品として判断する場合）

- 問 14. 例えば、サスペンションアームの変更にあたって、アーム類の切断や延長等の加工は行わないが、車体取付側のブラケット等の位置を変更する場合、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤の「取付方法等を変更することなく用いたもの」に該当するのか。

審査関係（確認方法等）

- 問 15. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する

かどうかについては、どのような書類が必要になるのか。

改造自動車審査結果通知書等関係

問 16. 令和 8 年 9 月 30 日以前に複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた場合、令和 8 年 10 月 1 日以降はどのようなになるのか。

問 17. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造を行った自動車について、令和 8 年 9 月 30 日以前に改造自動車届出書等を提出したが令和 8 年 9 月 30 日までに改造自動車審査結果通知書等の交付等（決裁）がされていない場合は、令和 8 年 10 月 1 日以降どのようなになるのか。

問 18. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車であって、令和 8 年 10 月 1 日以降、改造自動車審査結果通知書等の交付が行われないが、指定整備工場ではどのように改造内容を確認するのか。

その他

問 19. 改造自動車審査要領が新規検査等書類審査要領と統合したことで、令和 8 年 10 月 1 日以降、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、届出書等の提出先は変わるのか。

問 20. 令和 8 年 10 月 1 日以降もこれまで同様に審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、自動車検査証の型式に「改」は付されるか。

問 21. 令和 8 年 9 月 30 日以前に自動車検査証の型式に「改」が付されている自動車であって、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造内容の場合には、令和 8 年 10 月 1 日以降、自動車検査証の型式に「改」を削除したい場合はどうすればよいのか。

[制度関係]

問 1. 改造自動車届出制度を見直すことになった背景は如何に。

(回答)

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があるところです。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があったことから、これらの課題を解消すべく、改造自動車審査要領を新規検査等書面審査要領に統合し、オンライン届出を可能とする等、届出手续の効率化を図るものです。

[制度関係]

問 2. 改造自動車届出制度の見直しはどのような内容か。

(回答)

主な見直し項目は以下のとおりです。

- ① 届出対象範囲の見直し(同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものなどを改造自動車の届出対象から除外)
- ② 新規検査等届出制度と統合し、オンライン届出が可能
- ③ 届出先は新規検査等を受検する事務所等に限定(代表届出を除く。)
- ④ 改造自動車審査結果通知書等の交付の廃止 等

[制度関係]

問 3. なぜ、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合するのか。

(回答)

改造自動車届出制度及び新規検査等届出制度は、いずれも自動車の構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分の基準適合性を確認する目的のものですが、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があったことから、これらの課題を解消すべく、改造自動車審査要領を新規検査等書面審査要領に統合し、昨今のデジタル化推進に伴い届出手续の効率化を図るため、オンライン届出を可能としたものです。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 4. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「同一の型式内に設定されている装置」とはどういうものか。

（回答）

改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一の装置を有するものをいいます。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 5. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むこととしている「自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）」はどのような自動車を指しているのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むことと整理した自動車には、型式が異なるものの、改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一の装置を有する自動車を指します。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 6. 改造自動車の通称名が同一であれば、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に該当すると判断してよいか。

（回答）

通称名が同一の自動車に限るものではなく、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.(5)④※の「同一の型式」に含むことと整理した自動車は、通称名が同一であって、改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一の装置を有する自動車をいいます。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 7. 並行輸入自動車であって、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の場合（型式（－〇〇－）の場合）、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「指定自動車等」に含まれるのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④の「指定自動車等」には並行輸入自動車は含まれません。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 8. 同一の型式内に設定されている動力伝達装置の改造（トランスミッションの変更）を行う自動車であって、プロペラシャフトを変更せず、短縮加工した場合は、どのように扱うのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④は、指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を取付方法等を変更することなく用いたものを対象とする規定であるため、短縮加工をした場合は、同規定④には該当せず、別添 2 別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合）]

問 9. 原動機及び動力伝達装置の変更（改造）をした場合、どのように扱うのか。

（回答）

それぞれの装置について次のとおり判断します。

- 原動機の変更（改造）については、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。
- 動力伝達装置の変更（改造）については、別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④は、指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を取付方法等を変更することなく用いたものは対象となるが、同 3.2.（5）④の対象とならない場合であって別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 10. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領） 3.2.（5）⑤の「一般に流通している自動車部品」はどのように確認することを想定しているのか。

（回答）

「指定部品」の取扱いと同様に、必要に応じてカタログ等を確認し、当該自動車部品を製作した者が特定できるものを想定しています。併せて当該自動車に取付けるために設計・製作されたものかどうかについても特定する必要があります。

なお、審査事務規程 4-12-2(11)による資料の審査において、「自動車部品の製作を業とする者等により製作された一般に流通している自動車部品」と判断できないものが用いられている場合には、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

（審査事務規程抜粋）

4-12-2 審査に必要な書面 （11）自動車部品の由来の確認資料

受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 11. いわゆる自動車メーカー純正部品でも、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤は、乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車^{（*）}の改造であって、いわゆる自動車メーカー純正部品となる自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたものが該当します。

*「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 12. インターネットで購入できる部品は、「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当するのか。

（回答）

インターネットで購入できる部品すべてが「一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）」に該当すると判断できないため、個々の装置について審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤に該当するかどうか判断します。

なお、「自動車部品の製作を業とする者等により製作された一般に流通している自動車部品」と判断できないものが用いられている場合には、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造に該当する場合は、事前に届出を行い、書面による改造自動車の審査を実施することになります。

[審査関係（一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 13. 緩衝装置の方式変更が伴う場合でも、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤に該当するか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）⑤は、緩衝方式の変更は問わず、乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車^{（*）}の改造であって、自動車部品の製作を業とする者等により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたものが該当します。

* 「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

[審査関係（同一の型式内に設定されている装置及び一般に流通している自動車部品として判断する場合）]

問 14. 例えば、サスペンションアームの変更にあって、アーム類の切断や延長等の加工は行わないが、車体取付側のブラケット等の位置を変更する場合、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤の「取付方法等を変更することなく用いたもの」に該当するのか。

（回答）

自動車部品の本体だけでなく、取付けられる側を含めて加工等を行わずに自動車部品の交換を行うものが該当するため、車体取付側のブラケット等の位置を変更する場合は、取付方法等を変更したものと扱います。

[審査関係（確認方法等）]

問 15. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当するかどうかについては、どのような書類が必要になるのか。

（回答）

審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当するかどうかについて、次に掲げる内容等を判断材料として必要となる書類は、カタログ、部品番号、寸法、刻印、ラベル等の自動車部品に関する情報、諸元表等の自動車の仕様に関する情報、いわゆるパーツリスト、カタログの図面等の取付状態に関する情報等を想定しています。

（同一の型式内に設定されている装置として判断する場合（動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。））

- ・改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一の型式の自動車の型式内に設定されている装置と同一か
- ・改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車と同一型式外（同一の型式内に含まれると整理される自動車に限る。）に設定されている装置と同一か
- ・改造する自動車部品が、当該改造を行う自動車の許容限度が明確な場合であって、当該改造を行う自動車と同一又は大きい許容限度が設定されている類別区分番号の自動車に設定されている装置か
- ・改造する自動車部品が、取付方法等を変更することなく用いられているか

（一般に流通している自動車部品として判断する場合（緩衝装置の改造に限る。））

- ・改造する自動車部品が、自動車部品等の製作を業とする者により製作されたものか
- ・改造する自動車部品が、一般に流通している自動車部品か
- ・改造する自動車部品が、当該自動車に取付けるために設計・製作されたものか
- ・改造する自動車部品が、取付方法等を変更することなく用いられているか

[改造自動車審査結果通知書等関係]

問 16. 令和 8 年 9 月 30 日以前に複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた場合、令和 8 年 10 月 1 日以降はどのようなになるのか。

（回答）

改造自動車審査結果通知書等が提示された場合には、審査事務規程第 72 次改正前（令和 8 年 3 月 25 日付け規程第 37 号）による改正前の改造自動車の取扱いに係る規定によることができます。（これまで同様、改造自動車審査結果通知書等を有効なものとして扱います。）

[改造自動車審査結果通知書等関係]

問 17. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造を行った自動車について、令和 8 年 9 月 30 日以前に改造自動車届出書等を提出したが令和 8 年 9 月 30 日までに改造自動車審査結果通知書等の交付等（決裁）がされていない場合は、令和 8 年 10 月 1 日以降どのようなになるのか。

（回答）

審査事務規程第 72 次改正前（令和 8 年 3 月 25 日付け規程第 37 号）附則第 1 項において、「改造自動車の取扱いに係る規定については令和 8 年 10 月 1 日から施行する。」と規定していることから、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）による扱いとなります。

[改造自動車審査結果通知書等関係]

問 18. 審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車であって、令和 8 年 10 月 1 日以降、改造自動車審査結果通知書等の交付が行われないが、指定整備工場ではどのように改造内容を確認するのか。

（回答）

指定整備工場にあっては、これまでどおり、使用者若しくは改造を行った者に改造内容の確認を行っていただき、判断してください。

なお、改造内容確認できない場合又は改造内容が明確でない場合には、持込検査をご検討ください。

[その他]

問 19. 改造自動車審査要領が新規検査等書類審査要領と統合したことで、令和 8 年 10 月 1 日以降、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、届出書等の提出先は変わるのか。

（回答）

改造内容にかかわらず、届出書等は新規検査等を受検する事務所等に提出し、代表届出の場合は地方検査部又は沖縄事務所に提出することになります。

[その他]

問 20. 令和 8 年 10 月 1 日以降もこれまで同様に審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）別表第 2 に規定する範囲の改造を行った自動車は、自動車検査証の型式に「改」は付されるか。

（回答）

これまで同様に、自動車検査証の型式に「改」を付することになります。

[その他]

問 21. 令和 8 年 9 月 30 日以前に自動車検査証の型式に「改」が付されている自動車であって、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当する改造内容の場合には、令和 8 年 10 月 1 日以降、自動車検査証の型式に「改」を削除したい場合はどうすればよいか。

（回答）

審査事務規程 4-19（自動車検査証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査）に基づき、審査を実施します。

この場合にあっては、審査事務規程別添 2（新規検査等書面審査要領）3.2.（5）④又は⑤に該当するかどうか確認することになります。